

工場立地法に係る 緑地面積率等を緩和しました！

工場立地法では、一定以上の規模を有する工場を新設・増設する際、工場立地が環境保全を図りながら適正に行われるよう、工場の敷地に一定割合以上の緑地等を整備することが義務付けられています。

芦別市では、敷地の有効活用及び企業の積極的な設備投資、並びに企業立地等を推進し、安定した雇用の創出と市内経済の活性化を図るため、工場立地法における敷地面積に対する緑地面積の割合及び環境施設面積の割合等の基準について、市の条例により規制緩和する「芦別市工場立地法に基づく準則を定める条例」を制定しました。（令和5年4月1日施行）

■ ■ ■ 工場立地法の届出の対象となる工場の要件 ■ ■ ■

【業種】 製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電所除く）

【規模】 敷地面積 9,000 m²以上 または 建築面積 3,000 m²以上

緩和の内容

区分	準工業地域	工業地域 工業専用地域	用途地域の 定めのない地域
環境施設面積率	25%以上 → 「15%以上」	25%以上 → 「10%以上」	25%以上 → 「10%以上」
うち緑地面積率	20%以上 → 「10%以上」	20%以上 → 「5%以上」	20%以上 → 「5%以上」
重複緑地の 緑地面積算入率	25%以下 → 50%以下 (重複緑地の面積を緑地面積として算入できる割合)		

● 面積率：敷地面積に対する環境施設や緑地の面積が占める割合

【お問い合わせ先】 芦別市 経済建設部商工観光課商工振興係

電話：0124-27-7376

F A X：0124-22-9696

E-mail：syoukou@ashibetsu.hokkaido.jp

工場立地法について

趣旨	工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定以上の規模を有する工場を対象に緑地面積等について規定する法律です。
対象となる工場	業種および面積についての要件を両方とも満たす工場が対象（特定工場）となります。 ○業種：製造業または電気・ガス・熱供給業（※水力・地熱発電所および太陽光発電施設を除く） ○面積：敷地面積9,000 m ² 以上、または建築面積3,000 m ² 以上
緑地について	「緑地」とは、樹木や芝が生育している区画された土地を指します。（高木・低木による制限なし） 条例により、敷地面積に対する割合（緑地面積率）の下限を区域ごとに定めます。
環境施設について	「環境施設」とは「緑地」と「緑地以外の環境施設」の総称です。 「緑地以外の環境施設」とは、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理されているものを指します。 条例により、敷地面積に対する環境施設面積の割合（環境施設面積率）の下限を区域ごとに定めます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">【緑地以外の環境施設の例】 修景施設（噴水、池等）、広場、屋外運動施設（野球場、テニスコート等）、屋内運動施設（体育館、屋内プール等）、教養文化施設（図書館、文化ホール等）、雨水浸透施設（浸透管、透水性舗装地等）、太陽光発電施設</div> なお、「緑地」は環境施設に含まれますので、環境施設の面積の割合を「緑地」の面積で達成している場合は、さらに「緑地以外の環境施設」を設ける必要はありません。
重複緑地について	「重複緑地」とは、「緑地」と「緑地以外の環境施設」以外の施設が重複する部分を指します。（例：緑化駐車場、屋上緑化など） 重複緑地は、緑地面積に算入できる割合の上限が定められています。
届出について	○新設届出（工場新築、敷地増・増築により新たに特定工場の要件を満たすとき） ○変更届出（敷地増減、生産施設の増加、緑地などの減少） ○承継届出（工場の継承） ○廃止届出（工場の廃止） これらに該当する場合は工事着手の90日前までの届出が必要です。